

令和 6（2024）年度 出産・子育て・介護支援制度 申請要項

※CREST 研究代表者・主たる共同研究者、さきがけ個人研究者、ACT-X 個人研究者 対象

1. 目的及び趣旨

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は研究者（項目 3.を参照）が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的としています。

なお、本申請要項（支援対象者の要件等）は、令和 6 年 4 月 1 日以降の支給から適用となります。

2. 内容

ライフイベントが発生した際に申請・審査を経て、「男女共同参画促進費」を研究課題等に支給します。

***支給額…採択月に依らず年額 100 万円を上限とし、間接経費を加えて支給します。**

***使途…支援対象者による研究の促進または負担軽減に資するもの**

※必ず研究費としての使途の範囲内であること。使途は事業担当窓口が研究費と定める範囲内とします。

例:研究機関での実験補助者の雇用、研究促進の為に消耗品・機器類購入、学会・研究会等へ参加するため臨時的に要する託児費用（研究機関が研究遂行上の必要性を認める場合）等

***支援期間…本制度が適用になった日から 2025 年 3 月末日まで**

※支援対象者の参加研究課題等の終了日・雇用契約期間終了日のいずれかが、上記期間より前の場合、最も早い日が支援終了日となります。

※ライフイベントの事由が喪失した場合、その時点をもって支援終了とします。

3. 支援対象者の要件

次の要件①②両方を満たす方

- ① 現在進行している研究課題の CREST 研究代表者・主たる共同研究者、さきがけ個人研究者、ACT-X 個人研究者

- ② 育児または介護に従事するため、これまでどおりの**研究活動を継続**することが困難になった者（育児の期間は妊娠中を含め、子が9歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで）。
- ※妊娠中の場合、出産後も引き続き研究課題等に復帰、**研究活動を継続**することが前提です。
- ※休業期間中は「**研究活動の継続**」から外れるため**対象外**となります。
- ※対象者の要件について、その他個別の事情がある場合はご相談ください。

4. 申請手続

(1) 提出書類

① 申請書

CREST 主たる共同研究者が申請する場合には、当該研究課題の研究代表者との連名にて申請ください。

※ライフイベントや雇用に関する証明書の提出は不要です。

5. 提出期限

支援開始月	申請書提出期限	備考
4月	1月12日(金)	
5月	3月25日(月)	
6月	4月22日(月)	
7月	5月27日(月)	
8月	6月24日(月)	
9月	7月25日(木)	
10～11月	9月9日(月)	
12～3月	10月25日(金)	2025年1月～3月開始分も含みますのでご注意ください

6. 審査

申請内容を JST にて審査し決定します。審査に当たって必要に応じて追加情報の提供をお願いする場合があります。

7. 支援決定以降

- 男女共同参画促進費の支給は各研究機関との契約手続きが整い次第とします。
- ライフイベントの事由の喪失等、申請時の情報に変更が生じた場合は、判明し次第、速やかにご連絡をお願いします。
- 介護については、6ヶ月毎に事由の継続確認をいたします。
- 支援中断を含め、支援期間終了後1ヶ月以内に用途報告書を各事業担当課までご提出下さい。但し、支援期間が3月末日までの場合は、実績報告に合わせて5月31日までにご提出ください。

- 研究代表者や支援対象者に対し、アンケートをお願いする場合があります。
- やむを得ず費目間流用を行う場合は、事前にご相談ください。ご相談無く使途報告書の提出時に申請費目外の支出が認められた場合、該当額をご返金いただくことがございます。
- 支援終了日において男女共同参画促進費に残額がある場合の取り扱いについては、別紙「男女共同参画促進費に残額がある場合の取扱いについて」を参照ください。

8. その他

- 審査結果は研究代表者に通知します。
- 申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、及び JST の「個人情報保護規則」に基づき厳重に管理し、業務遂行のために利用します。
- 申請事項に虚偽が認められた場合は、制度適用を直ちにうち切り、必要に応じて返還等を求めます。また、当該申請を行った者については、「競争的研究費の適正な執行に関する指針(令和 3 年 12 月 17 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ。以降の改正を含む。)」および「国立研究開発法人 科学技術振興機構「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」(平成 27 年規則第 12 号)」に基づき公的研究費の申請資格を一定期間喪失します。
- 本支援制度は各事業の予算で賄われているため、事業予算の状況等により、ご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。

9. 問い合わせ先

戦略研究推進部

まずは領域担当にご一報ください

男女共同参画促進費に残額がある場合の取扱いについて

支援終了日（※）において、男女共同参画促進費に残額が発生する場合、原則、残額を返還いただきます。ただし、**残額が 20%以内（支援総額の 20%の額が 20 万円に満たない場合は 20 万円以内）**であれば返還は不要としますので、研究本予算へ加算し、そのまま研究に使用いただくことが可能です。残額の扱いについては、使途報告書に記載をお願いします。

※支援終了日（申請要項 2. 内容 支援期間 参照）

本支援制度での支援終了日は、下記いずれかの最も早い日となります。

- イ. 年度末
- ロ. 研究課題の研究期間が終了する日
- ハ. 支援対象者が雇用契約期間満了により退職する日
- ニ. 支援対象者が支援対象要件外となった日
- ホ. 支援対象者が雇用契約期間中に退職する日

当初予定の支援終了日よりも終了日が早まった場合の留意点（上記支援終了日 ニ. 及びホ. を想定）

支援期間終了日が早まった場合、男女共同参画推進費の残額は返還頂きます。支援終了月までの男女共同参画促進費の使用額を取り纏め、支援期間終了後 1 ヶ月以内に、使途報告書でお知らせください。

原則、残額は返還いただきますが、残額が 20%以内であれば返還は不要とします。研究本予算へ加算し、そのまま研究にご使用ください。

《支援終了月の支出に関する注意事項》

①人件費（実験補助者を雇用している場合）

支援終了月後の計上→不可（支援終了日以降でも同月内であれば人件費の計上可）

※期間終了後も継続して人件費が必要な場合は男女共同参画促進費以外の予算でご対応ください。

②物品費

支援終了日後の計上→不可

※発注済物品の検収日は支援終了日以前となるよう計画的に行ってください。

以上